

『令和6年度税制改正大綱（4） エンジェル税制の拡充』

スタートアップに対する個人からの資金供給を促す観点から、エンジェル税制も拡充される。現行制度は株式の取得のみが対象となっていたところ、一定の新株予約権の取得金額も加えられることとなった。

有償新株予約権の取得に対しては、その取得時点ではなく、権利行使時点で全ての要件を確認。要件を満たした場合には、権利行使をした年において、権利取得価額と権利行使価額の合計額を対象として税制の適用を行うこととなる。例えば1,000万円で権利行使価額1万の新株予約権を1万個取得した場合は、以下のようになる。

【現行】権利取得価額は税制の適用対象外のため、所得控除を受けられる金額は、○権利取得時:0円 ○権利行使時:1万円【改正後】権利取得時は要件の確認・税制の適用を行わないため、所得控除を受けられる金額は、○権利取得時:0円 ○権利行使時:1,001万円。

また、税制の適用対象となる投資方法に、指定金銭信託(単独運用)を通じた投資も加えられるほか、都道府県が交付する確認書の電子化等の利便性向上が図られる。本制度の課題として挙げられていた、株式譲渡益を元手とする再投資期間の延長は、令和7年度税制改正において引き続き検討する方針が明記された。



『2100年安定的に8千万人へ 人口戦略会議が将来目標を提言』

民間の有識者らで構成する「人口戦略会議」(議長＝三村明夫・日本製鉄名誉会長)はこのほど「人口ビジョン2100－安定的で、成長力のある『8000万人国家』へ」と題する提言を取りまとめた。提言は標題の通り、日本は2100年に8000万人で人口が定常化することを目標とすべきであり、人口が定常化し始めると、同時に高齢化率はピークを打って低下していく「若返り経路」に乗ると強調している。

提言はこれから取り組むべき人口戦略として、人口減少のスピードを緩和させ、最終的に安定させる「定常化戦略」と、現在より小さい人口規模でも多様性に富んだ成長力のある社会を構築する「強靱化戦略」の2つを挙げた。これらの戦略により、一人ひとりが豊かで、個人と社会の選択が両立するような「未来選択社会」の実現を目指すとしている。提言によると、このまま何の手立ても講じなければ、総人口は年間100万人のペースで減少し、わずか76年後の2100年には6300万人に半減。高齢化率が40%の「年老いた国」になりかねないと強い危機感を表明している。人口を8000万人で安定させた場合、高齢化率は2054年の36%をピークに30%にまで低下し、外国人の割合は10.4%になると予測している。



出典元:日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com